

このため 41 年度において専門技術員および改良普及員に対し、次のような各種の研修を実施した。

(1) 専門技術員の研修

ア 専門技術員地域研修

現地における技術および経営上の問題解決について、現地事例を中心とした研修を行ない、指導力ならびに資質の向上をはかるため地域研修を行なつたが、41 年度における実施担当県、課題は次のとおりである。

ブロック	研修課題	開催道府県
北海道	水稻の増収と労働生産力向上	北海道
東北	水田土地生産力ならびに機械化の問題について	福島
関東	米麦の集団栽培と組織化の方向について	栃木
東海	稻作生産性の増大と省力技術	愛知、京都
北陸	主産地形成(稻の集団栽培)と普及活動	福井
近畿	稻作生産性の増大と省力技術	愛知、京都
中、四国	水稻作經營安定と省力化対策	島根
九州	九州の水田作經營について	佐賀

イ 専門技術員内地留学研修

専門技術員を国立大学または国立の試験研究機関に 6 カ月留学せしめ、それぞれ課題をもち、調査研究、試験研究を行なわせ、指導力および資質の向上に資せしめるため、41 年度から新たに専門技術員内地留学研修を実施した。

41 年度における留学は国立大学 15 人、国立の試験研究機関 7 人計 22 人である。

ウ 専門技術員新任者研修ならびに専門技術研修

専門技術員の研修について、41 年度において農林省において実施した研修に新任者研修および専門技術研修がある。

新任者研修は新任者に普及事業を理解させるとともに、専門項目に関する農業改良普及員の指導等に必要な基礎的知識および技術を習得させることを目的とし、本年は 41 人が受講した。

また、専門技術研修は、専門の項目に関する知識および技術の深化を図ることを狙いとして、166 人の専門技術員が、普及指導上必要な農業技術および普及方法に関する調査または研究成果を発表するとともに、大学、試験研究等の学識経験者の参画を得て、研究討議を 3 日間にわたり行なつた。

(2) 農業改良普及員研修

ア 都道府県において行なつた研修

a 普及員専門技術研修

普及員としておおむね 3 カ年程度の経験をもつ者を対象とし、作物、園芸、畜産等の専

門事項に対し、深い知識と高度の技術を習得させることを目的とし、おおむね 10 カ月にわたつて実施せしめた。その項目別員数は、畜産 64 人、果樹 33 人、そさい 91 人、経営 7 人、作物 111 人、計 306 人であつた。

b 新技術研修

本年度内において他の研修に参加する機会のなかつた者に対し、農業の動向および技術の進歩に対処するため、各都道府県毎にその実情に即した研修を実施せしめ、新しい知識と技術の習得向上に資せしめた。

c 先進地留学研修

農業改良普及員のうち、大学卒業の者を他県の先進地に派遣し、先進的農業の研究を通じて指導者としての視野を広め、指導力の向上をはかる目的として行なつたが本年は 20 人が畜産、果樹等の先進県の試験研究機関、普及所等に 1 カ年留学した。

イ 国において行なつた研修

a 普及員新任者研修

任用後 1 カ年未満の者を対象に、普及指導の方法等の基礎的な知識や技術について修得させるとともに、相互の親和および啓発向上を目的とし、3 回にわけて農林省内原研修室に集合せしめ、18 日間にわたつて研修を実施した。本年度の受講者は 228 人であつた。

b 専門改良普及員研修

広域普及所において、専門の事項を担当する農業改良普及員に対し、普及指導活動に必要な知識および技術を習得せしめるため、41 年度から新たに農林省農林研修所に集合せしめ、10 日間にわたつて実施した。本年度の受講者は 96 人であつた。

c 総合活動研修

広域普及所において、地域を担当する改良普及員に対し、自立経営農家および農業後継者の育成、協業の助長、農業構造改善事業の推進等についての総合的な知識を修得せしめ、その指導力の向上を図るため、地方農政局が中心となつて全国 8 地域においておおむね 10 日間実施した。地域によつては 2 回に分けて実施したところもあるが本年度の受講者は 464 人であつた。

d 広域普及所長研修

広域普及体制における普及活動の能率的運営を図るための基礎的な知識を習得せしめ、普及所長としての指導能力の向上を図るため、農林省農林研修所において 8 日間の研修を行なつた。本年度の受講者は 99 人であつた。

ウ 大学の協力によつて行なつた研修

a 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学の協力のもとに大学教育を通じて改良普及員として必要な専門的技術および知識の深化を図るとともに総合的判断力の伸長と普及指導能力

の向上をはかることを目的とし、1カ年間の留学研修を実施したが全国29の国立大学農学部に272人が派遣された。

学科別に研修生の数をみると、畜産学科70人、園芸学科103人、経営学科50人、作物学科49人であった。

7 改良普及員研修施設の整備

改良普及員等農業および農民生活の改善のための普及指導に従事する者の技術および知識の向上を図るため、都道府県の行なう研修のほか、技術普及のための資材、図書資料等の展示を行なう施設の設置について助成を行なつてあるが、41年度は、北海道、徳島、大分の3道県に設置された。

また、農業講習所における改良普及員の研修を実施するに必要な実験実習諸設備について、25県に助成した。

8 畑地かんがい営農指導施設の運営

畑地かんがい工事施行地区において、通水後に適切な営農指導を実施するため、営農指導施設（おおむね農家10戸、耕地面積1ヘクタール程度）を設け、改良普及員の指導によつて作付計画、栽培等の指導を行なつて来たが、41年度は39年度に設置完了した静岡県三方ヶ原、和歌山県紀ノ川下流の2県2カ所の施設の運営指導を継続実施するために必要な経費について助成した。

本施設の運営指導に対する助成は、本年度をもつて完了する予定である。

B 生活改善普及事業

農業基本法は、農家の生活水準が他産業従事者におけるそれと均衡することをねらつてゐるが、現状の農家生活の改善の面からそのための対策を講ずるもののが、生活改善普及事業である。

本事業の当面の目標として、勤労者としての健康の維持、家庭生活の合理的な運営、次代の農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育、快適でたのしみの多い民主的家庭生活をかけている。これらの生活改善が農業の改良とあわせ進められてはじめて農業の近代化がおこなわれるものであり、生活改善普及事業が農業改良普及事業とあわせて積極的に推進されている所以である。

1 職員の設置

生活改善普及事業に従事する都道府県の職員として、生活改良普及員および専門技術員がおかれてゐる。

(1) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が定める農業改良普及所に所属して、農家の生活改善全般について総合的指導を行なつてゐる。

その数は41年度30人の増員により定数2,350人となつた。このうち、150人は主として漁家の生活改善指導にあたつてゐる。

生活改良普及員数については1人当たりの可動範囲からみても、また地域の生活改善課題解

決のために市町村行政との関連を強めるという意味からみても少くとも市町村数程度の人数が必要であり、今後の増員が要望されている。

なお、生活改良普及員の学歴別、年令別構成は下表のとおりである。

ア 生活改良普及員学歴構成(昭和42年3月31日現在)

区分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧 高	專 短	大 農	講	旧專実科		
員 数 (人)	83	101	821	389	46	184	572	2,196
比 率 (%)	3.8	4.6	37.4	17.7	2.1	8.4	26.0	100.0

(注) 農講—農業講習所(生活改良普及員養成所)

技養—栄養士養成所、保健婦、看護婦、助産婦養成所など

イ 生活改良普及員年齢構成(昭和42年3月31日現在)

区分	25歳以下	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～60歳	61歳以上	計
員 数 (人)	701	472	318	212	170	136	187	0	2,196
比 率 (%)	31.9	21.5	14.5	9.7	7.7	6.2	8.5	0	100.0

(2) 専門技術員

生活改善専門技術員は、被服、食物、住居、家庭管理の各項目の生活技術を担当する専門技術員(1)184人と普及指導活動を担当する専門技術員(2)61人合計245人が定数となつてゐる。すなわち、各都道府県に専門技術員(1)は4人、専門技術員(2)は1—2人配置されることになるが、昭和41年度における設置数は項目別に次のとおりである。

項 目		人 数
専門技術員(1)	被 服	42
	食 物	45
	住 居	42
	家 庭 管 理	43
(2)	普及指導活動(農民生活)	56
	計	228

生活技術を担当する専門技術員(1)は農家向生活技術の開発のための実験研究を行なうとともに、生活技術について生活改良普及員の援助、指導にあたつてゐる。また普及指導を担当する専門技術員(2)は生活改良普及員の活動方式、関係機関、団体等との連けいのあり方等について援助指導を行なつてゐる。

なお、専門技術員の学歴別、年令別構成は次のとおりである。

ア 専門技術員学歴構成(昭和42年3月31日現在)

区分	大学	短 大			準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧高専	短 大	農 講	旧専実科	技 義		
員 数(人)	36	75	24	6	18	26	53	228
比 率(%)	11.4	32.9	10.5	2.6	7.9	11.4	23.3	100.0

イ 専門技術員年令構成(昭和42年3月31日現在)

区分	25歳以下	26歳~30歳	31歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~60歳	61歳以上	計
員 数(人)	0	10	28	70	40	52	52	1	228
比 率(%)	0.0	4.4	12.3	30.7	17.6	22.8	11.8	0.4	100.0

(3) 生活改良普及員の活動の概要

生活改良普及員の1人当たり平均農家担当戸数は1,300~1,500戸が望ましいが、生活改良普及員の定数がまだ不充分なため現状は平均2,400戸で、その活動の限界をはるかにこえている。

生活改良普及員は、これら多くの農家に対し、効率的に活動を展開するため、担当地区内において200戸~400戸の範囲内の地域を選定し、これを濃密指導地域とし、ここに総合普及計画を樹てて活動を行なつてゐる。すなわち農家生活の実情の把握にもとづき地域の中で重要な共通性の高い改善課題を選定し、農家の要望、経済力、知識技術等に応じ、個別訪問、講習会など各種の活動方法を組合せて、その問題点の解決について指導援助している。

濃密指導地域に対しての目標別指導回数とその比率

目標	そ の 内 容	指導回数	比 率
I 勤維労持者のためにして健康の	1. 必要な栄養を確保した食事を毎日とるために 2. 充分な睡眠のとれる場所、寝具、時間を確保するために 3. 機能的で清潔安全かつ寒暖に適した被服を着るために 4. 機能的、健康的で安全な住居に住むために 5. 無駄と無理のない働き方をするために 6. 環境が衛生的であり病気を積極的に予防するために 小 計	15,310回 1,921 2,138 6,599 4,939 2,434 33,341	27% 3 4 12 9 4 59
II 家理め家庭的に生運活営の合た	7. 生活に見通しがあり計画をもつた生活をするために 8. 現金が効果的に使われるために 9. 物が工夫により有効に使われるために 10. 時間と労働が効果的に使われるために 小 計	4,510 3,203 3,248 1,291 12,252	8 6 6 2 22
III 次基の育代礎育ののを見た農作とめ業る家に人た庭のめ教	11. いつも子供の健康を考えた衣服を着るために 12. 発育に応じた食事を与えるために 13. 子供の教育が適切に行なわれるために 14. 子供が病気や危険から守られるために 15. 母体の健康が守られるために 小 計	639 1,312 928 443 555 3,877	1 2 2 1 1 7

目標	そ の 内 容	指導回数	比 率
IV 快適な運営で民営農主の家庭に より多くの運営がなされるために	16. 各自の意見や希望を尊重して生活が運営されるために	1,079	2
	17. 皆が楽しむためのお金と時間と場所が持てるために	656	1
	18. 快適な生活用設備器具環境が整えられるために	1,927	3
	19. 労働条件が適切であるために	1,483	3
	20. 老後の生活の安定が考えられるために	842	1
	小 計	5,987	10
そ の 他		1,111	2
合 計		56,568	100

(昭和41年度普及指導活動年次報告総括書より43県分、ただし濃密指導地域に関するもの)

すなわち全指導回数のうち、59%が「勤労者としての健康の維持」のための指導にあてられたものが最も多く、次に「家庭生活の合理的運営」のための指導が22%、「快適で楽しみの多い家庭生活の運営」のための指導が10%となつており、ほぼ前年度と同じ傾向にあるが、「快適で楽しみの多い家庭生活の運営」のための指導が多くなつて来ている。前年度に比し「家庭生活の合理的運営」のための指導および「次代の農業人の基礎を作るための育児と家庭教育」のための指導は減少傾向にある。

しかしながら、農村社会の変化に対処しながら生活改良普及員は、生活改善上の諸問題解決のため前年度を上廻る指導回数をもつて援助活動を行なつており、濃密指導地域以外の地域において啓蒙活動、および緊急な問題に対する事項別指導を行なつてている。

ア 生活改善実行グループの育成

普及活動の基本的な活動としてグループ育成があげられるが農家の人々はグループ活動を通じ相互に協力しあい、それぞれの課題を解決している。これらのグループの数は、42年3月現在(43県分)13,876グループでその所属員数は254,513人であり、生活改良普及員1人当たり平均9グループとなつていて、1グループ当たりの平均人数は約20人である。

毎年2月これらの生活改善実行グループ員の生活改善実績発表会を東京において開催しているが、家族の分担協力により労働過重の問題を解決したり、家族みんながたのしめるよう住い方に工夫を加えたり、共同の力で生活環境を改善するなど次第に複雑かつ困難な問題にとりくむようになつてきた。

イ 生活改良普及員の活動時間

生活改良普及員の活動時間の内訳は次のとおりであり、直接農民に指導した時間(指導準備時間を含め)は勤務時間の68.3%をしめている。なお1カ月平均勤務時間は185.6時間である。

生活改良普及員の活動時間の内訳

区分	現地指導時間	指導準備時間	研修時間	会議時間	事務時間	広域に関する時間	その他の時間	勤務総時間
時間数	86.7時間	40.1	17.4	15.6	17.0	2.1	6.7	185.6
比率	46.7%	21.6	9.4	8.4	9.2	1.1	3.6	100

(昭和41年度普及指導活動年次報告総括書 43県分1人当たり平均)

2 生活改良普及員の普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を的確にする手段として各種の普及器材を整備しつつあり、41年度にはひきつづき幻灯スライドを整備するとともに新たに年次計画により照度計を120ヶ整備した。

3 農家生活技術等改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験および展示を行なう施設として、昭和28.29の両年度にわたり、生活改善展示実験施設が設置された。この施設において専門技術員が実験に従事しつつ、生活技術上の問題を解決していくことによつて農家向けの生活技術の確立を図つている。これらの実験のうち、国から出した課題に基づいて行なわれる実験に対しては、国は適応実験費と連絡研究費の2種の実験研究費を交付している。

(1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異なるため、農家生活の実態に適するよう、大なり小なり技術の修正を行ない適応性を持たせることが必要である。

この展示実験施設における実験の実施と相まって必要に応じて実験農家を設定して、生活技術の修正のため適応実験を行なつてゐるが、41年度において国から出した23の課題に対し46都道府県において106項目の実験が実施された。

そのうち数例を上げれば次のとおりである。

部 門	実 験 項 目	県 名
被 服	・農業に対し身体を保護するため、農作業衣の形態に関する実験 ・農村の衣生活設計の作成に関する実験	北海道 其の他 鳥取 其の他
食 物	・地帯別農家の食品構成と食費に関する実験 ・共同献立の作成に関する実験	長野 其の他 愛媛 其の他
住 居	・農家住居内各室の室内構成法に関する実験 ・新建材利用による収納設備の構造に関する実験	群馬 其の他 香川 其の他
家庭管理	・家事労働の時間配分の計画化に関する実験 ・共同または集団施設の利用法による効果に関する実験	兵庫 其の他 秋田 其の他

(2) 農家生活技術連絡研究の実施

各地帶ごとに緊急解決を迫られている生活技術上の課題のうち、専門技術員のみでは解決しない問題については、課題毎に農家生活の分野に関する専門家の参集を求め、その総合指導

の下に実験研究を行ない解決を図つている。

41年度においては、次の9県で11項目を実施した。

部 門	県 名	研 究 項 目
被 服	徳 島	ビニールハウス栽培地における健康的機能的な農作業衣の着方と管理に関する研究
	岡 山 広 島	ビニールハウス内の作業に対処する被服の合理的運営に関する研究 結婚前における農村女子青年の衣服設計に関する研究
食 物	福 井	対象農家群別、食糧構成とこれが農家生活に入り易い調理形態の確立に関する研究
	岡 山 徳 島	岡山県中北部農家の魚類(主として冷凍魚)摂取増加対策に関する研究 蔬菜地帯の農家に適した献立パターンに関する研究
住 居	千 葉	農村における生活環境を構成する共同施設の整備と住宅設計住い方指針に関する研究
	神 奈 川 新 潟	農家に適する水洗便所の構造に関する研究 農村住宅の住い方指導指針確立に関する研究
家庭管理	熊 本 鹿児 島	農家家族構成類型別家事分担方法に関する研究 農家における家族の周期的変動による所得階層別家計の費目別増減に関する研究

(3) 漁家生活改善普及計画の樹立

漁家を担当する普及員が効率的に活動を進めるため、適確に漁家生活の実態をは握し、これに基づいて普及計画を樹て活動することが大切である。とくに漁村の自然的・社会的・経済的条件が農村とは大いに異なるので充分にその生活のしくみ、部落や集団の構造について漁村有識者の助言を得て実態調査を行ないこれに基づいて各地域に適応する普及計画を樹立し計画的活動を進めている。41年度の実施内容は次のとおりである。

区 分	審 議 檢 討 会	地 区 檢 討 会	実 態 調 査
開 催 力 所 数	9 県	20 地 区	20 地 区

4 生活改良普及員等の研修の実施

(1) 県 別 研 修

ア 一 般 研 修

各県ごとに生活改良普及員全員を集めて年間3日以上の研修会を開催した。

イ 技 術 向 上 研 修

各県の生活改良普及員の $\frac{1}{3}$ を年間1カ月、生活技術の中で特に必要で緊急に向上を図らねばならない項目について研修会を開催した。

(2) ブ ロ ジ ク 研 修

生活改良普及員が他県の生活改良普及員と普及指導活動の体験の交換により具体的な事例について広く知識技術を深めることにより、活動の効率化を図るため次のとおりブロック研修会を

開催した。

ア 開 催 担 当 県

青森、茨城、福井、愛知、香川、熊本

イ 参 加 者

生活改良普及員 各県 3~4名

生活改善専門技術員 各県 1名

農業改良普及所長 (開催県 2~3名)

ウ 期間および内容

期間 2泊3日

内容 普及計画に基づく効率的活動を展開するために必要な諸条件を明らかにするとともに活動上の緊急諸問題の解決を図り今後の活動に資するために必要な諸事項について研修会を開催した。このブロック研修会の際に専門技術員ブロック協議会も開催した。

(3) 中央における研修

ア 生活改良普及員の研修

新任者研修会

長期講習会

漁家担当生活改良普及員研修会

広域担当生活改良普及員研修会

専門技術員養成研修会(項目は普及指導活動)

イ 専門技術員の研修

中央研修会

新任者研修会

5 生活改良普及員の養成

生活改良普及員の養成のため、高校卒業者を入所資格とし、2カ年の教育を実施している。岩手、長野、香川の3県の養成施設に対し人件費、運営費および施設費について助成した。41年度における入所生、卒業生は次表のとおりである。

区分	岩手	長野	香川	計
卒業生	11	20	14	45
入所生	12	20	20	52

6 生活教室の開設

農家生活の向上を図るため、農繁期における過激な労働や栄養摂取上の問題解決等のための農繁期対策生活教室、農家の家族計画に関する問題解決のための家族計画促進生活教室、農家の住居とそのすまい方に関する問題解決のための住居の使い方生活教室の3種類の生活教室が開設さ

れた。

生活教室はそれぞれ問題解決上必要な生活改善技術や、生活改善知識の習得を図るための短期講習会を開催するものであり、その内容は次のとおりである。

種類	農繁期対策	家族計画促進	住居の使い方
開設回数、日数	1回2日間	1回1日間	1回2日間
開設カ所数	116カ所	76カ所	113カ所
参加者数	1カ所当たり39人	1カ所当たり60人	1カ所当たり夫婦30組

7 移動専技車生活改善用設備の設置

専門技術員室整備によつて整備した移動専技車に携帶用試験器具器材を15県に設置した。

C 農村青少年教育研修事業

農村青少年の減少に対処し、また農業技術の高度化、経営の近代化に対応して農村青少年に対する教育研修を充実し、その資質と能力の向上を図るために、各種の農村青少年育成対策をすすめている。このうち、昭和41年度において農業改良助長法の規定に基づき、補助金を交付し、実施した農村青少年の教育研修事業は以下のとおりである。

1 経営伝習農場の整備

中学校または高等学校卒業後、農業を志す青少年に対して教育研修することを目的として道府県に51の農場が設置されている。

経営伝習農場は、中学校卒業生を本科生とし、本科修了生および高等学校卒業生を研究科生として入所せしめ、農業および生活に関する基礎的知識、技術および一般教養を生産実習に重点をおいた学習と、全寮制による共同生活を通して教育することとしている。

41年度における卒業生は男子3,411人、女子881人計4292人である。本年度において助成をうけて整備された、宿泊施設関係の増改築は岩手、山形、福島、広島の4県、生産施設の増改築は、群馬、神奈川、山梨、石川、福井、愛知、京都、山口、長崎の9県である。

教室の新築は大分、寄宿舎の新築は宮城、茨城、長野、島根、高知、大分、鹿児島の7県である。

2 地域営農研修施設の設置

専門的な農業を志向する青年を対象に、農業技術の高度化および経営の近代化に対応して、高度の専門的知識技術および経営能力を付与するため、大規模の営農研修施設の設置を40年度からすすめて来たが41年度は酪農に関する研修施設を宮崎県に設置した。

この施設は、県立ではあるが広地域の代表的施設として他府県からの研修生をも受け入れるものである。

3 農業専修学園施設の設置

中学校卒業後直ちに農業に従事し、他の研修教育を受ける機会に恵まれない者を対象に、農業

の基礎研修を行なう農業専修学園研修を実施しているが、この研修に必要な実験、実習施設を道府県の農村青年研修館に整備することとし、本年度は、秋田、山形、新潟、愛媛、鹿児島の5県に設置された。

4 農村青年活動促進施設の設置

農村青年の研修の強化および自主的な活動の促進を図るため、都道府県内の主要な農業地域に41年度から新たに農村青年活動促進施設の設置について助成することとなつたが本年度は12カ所次の各県に設置された。

秋田、山形、茨城、栃木、新潟、富山、福井、滋賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

この施設は、酪農、園芸等毎日の農業経営の都合上宿泊研修を受けることが困難な青年農業者を対象として農業技術、経営に関する中、短期の研修を実施するとともに、青年農業者が相互に各種の情報交換を行ない得る自由な集会等の場を提供し、もつて農村青年の活動の拠点としようとするものである。